

28 建住第 75 号
平成 28 年（2016 年）5 月 12 日

長野県住宅審議会
会長 藤 居 良 夫 様

長野県知事 阿 部 守 一

長野県住生活基本計画の変更に当たっての基本的な考え方
について（諮問）

最近の社会経済情勢の変化を踏まえ、住宅施策の総合的な展開を図るため、長野県住生活基本計画を変更したいので、長野県住宅審議会条例第 2 条の規定により、その基本的な考え方について貴審議会の意見を求めます。

(趣旨説明)

本県では、平成 18 年度に策定し、その後 5 年が経過した平成 23 年度に見直しを行った「長野県住生活基本計画」により、基本理念である「～信州の気候・風土・資源を生かし～心の豊かさが実感できる住まいづくりをめざして」の実現に向けて、住宅施策を実施して参りました。

この間、少子高齢化がますます進展し、人口減少社会が本格化する中、増加が続いていた世帯数も減少に転じようとしています。県内経済は緩やかに回復し、雇用・所得は着実な改善が続いていながらも、個人消費には弱さが見られ、経済情勢は横ばいの状況にあります。

また、県民の環境意識の高まりやライフスタイルの変化などにより、居住に対するニーズが一層多様化、高度化するとともに、土砂災害や大規模地震の発生に伴い、住宅の安全対策が喫緊の課題として、これまで以上に意識されています。

一方、国の住宅施策においては、「住生活基本計画（全国計画）」が平成 28 年 3 月に見直され、今後 10 年の課題に対応するための政策を多様な視点に立って示し、総合的に実施するものとして、新たに「居住者」、「住宅ストック」、「産業・地域」の 3 つの視点から 8 つの目標が立てられ、住宅施策の基本的な方針が示されたところです。

このため、本県においても、社会経済情勢の変化に的確に対応し、今後を見通した住宅施策の展開を図るため、平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする現行の「長野県住生活基本計画」を見直し、新たに平成 28 年度から平成 37 年度までを計画期間とする計画に変更することとしました。

については、今後の長野県の住宅行政の基礎となる「長野県住生活基本計画」を変更するに当たり、その基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めるものであります。